

	予定	・調査結果のまとめ
10	令和5年3月末日まで	調査結果の公表

※第1回上尾市いじめ問題調査委員会は、委員委嘱式として、令和4年6月9日（木）に実施している。

#### 4 調査項目・調査対象

調査項目は、いじめの事実関係、上尾市教育委員会及び上尾市立[ ]学校の対応の検証である。具体的には、上尾市立[ ]学校が[ ]保護者に渡した調査報告書と[ ]保護者が調査報告書に記入した内容を照らし合わせ、内容が異なる箇所や不足している箇所などを中心に精査し、調査していく。

調査対象は、[ ]及び[ ]保護者、加害者及び加害者保護者、上尾市教育委員会学校教育部指導課関係者、上尾市立[ ]学校いじめ調査委員会の教職員である。また、当時、[ ]と一緒に下校した友人及び加害者と一緒に下校した友人など、本いじめに関係する[ ]も調査対象の範囲内とする。

#### 5 調査方法

聴き取りを主とする。

##### (1) [ ]及び[ ]保護者からの聴き取り

原則、上尾市いじめ問題調査委員が対面で実施する。なお、聴き取りの日、時及び場所については、[ ]が希望する場所で実施する。

##### (2) 加害者及び加害者保護者からの聴き取り

上尾市いじめ問題調査委員及び上尾市いじめ問題調査委員会事務局職員が対面で実施する。聴き取りの日時及び場所については、上尾市いじめ問題調査委員会事務局職員が加害側に連絡をとりながら決定する。

##### (3) 上尾市教育委員会学校教育部指導課関係者

上尾市いじめ問題調査委員が対面で実施する。聴き取りの日時及び場所については、上尾市いじめ問題調査委員が日時を指定して、上尾市いじめ問題調査委員が指定した場所で実施する。

#### 6 調査結果の提供

調査の進捗状況を適宜、[ ]保護者に連絡する。連絡方法は、原則電子メールとする。

調査結果については、上尾市個人情報保護条例等に従い、調査報告書の原本を情報提供するなどして行う。また、調査報告書などの調査に係る文書の保存期間については、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）に則り、5年間とする。